

■「エポスカード規約」新旧対照表(2025年7月1日改訂)

改訂前	改訂後
エポスカード規約 (2025年3月21日版)	エポスカード規約 (2025年7月1日版)
エポスカード規約 第4章 共通事項 第24条(日本国外でのカードの利用) 日本国外でのカードの利用については、 以下が適用されます。 ①商品購入代金等(取消処理代金を含む)が外国通貨建ての場合、Visa Worldwide Pte. Limited(以下「国際提携組織」という)の決済センターにおいて集中決済した時点のその指定するレートで円に換算した金額をお支払いいただきます。 なお、上記利用代金に加え、前記国際提携組織の国外での取引に関する事務処理等の費用として決済処理(一部解約時等処理を含む)された商品購入代金に2.20%を乗じた金額が別途加算されます。	エポスカード規約 第4章 共通事項 第24条(日本国外でのカードの利用) 日本国外でのカードの利用については、 以下が適用されます。 ①商品購入代金等(取消処理代金を含む)が外国通貨建ての場合、Visa Worldwide Pte. Limited(以下「国際提携組織」という)の決済センターにおいて集中決済した時点のその指定するレートで円に換算した金額をお支払いいただきます。 なお、上記利用代金に加え、前記国際提携組織の国外での取引に関する事務処理等の費用として決済処理(一部解約時等処理を含む)された商品購入代金に3.85%を乗じた金額が別途加算されます。

改訂前	改訂後
エポスオーナーカード規約 (2025年3月21日版)	エポスオーナーカード規約 (2025年7月1日版)
エポスオーナーカード規約 第4章 共通事項 第23条(日本国外でのカードの利用) 日本国外でのカードの利用については、以下が適用されます。 ①商品購入代金等(取消処理代金を含む)が外国通貨建ての場合、Visa Worldwide Pte. Limited(以下「国際提携組織」という)の決済センターにおいて集中決済した時点のその指定するレートで円に換算した金額をお支払いいただきます。 なお、上記利用代金に加え、前記国際提携組織の国外での取引に関する事務処理等の費用として決済処理(一部解約時等処理を含む)された商品購入代金に2.20%を乗じた金額が別途加算されます。	エポスオーナーカード規約 第4章 共通事項 第23条(日本国外でのカードの利用) 日本国外でのカードの利用については、以下が適用されます。 ①商品購入代金等(取消処理代金を含む)が外国通貨建ての場合、Visa Worldwide Pte. Limited(以下「国際提携組織」という)の決済センターにおいて集中決済した時点のその指定するレートで円に換算した金額をお支払いいただきます。 なお、上記利用代金に加え、前記国際提携組織の国外での取引に関する事務処理等の費用として決済処理(一部解約時等処理を含む)された商品購入代金に3.85%を乗じた金額が別途加算されます。

改訂前	改訂後
エポスVisaプリペイドカード規約 <u>(2024年4月1日版)</u>	エポスVisaプリペイドカード規約 <u>(2025年7月1日版)</u>
エポスVisaプリペイドカード規約 第7条(カードの利用) [6]日本国外でのカード利用については、商品等の購入代金が外国通貨建ての場合、当社および国際提携組織の定める方法により日本円に換算した金額と、その金額に国外取引に関する事務処理等の費用料率(<u>2.20%</u>)を乗じた金額とを合計したものが利用可能残高から減算されます。	エポスVisaプリペイドカード規約 第7条(カードの利用) [6]日本国外でのカード利用については、商品等の購入代金が外国通貨建ての場合、当社および国際提携組織の定める方法により日本円に換算した金額と、その金額に国外取引に関する事務処理等の費用料率(<u>3.85%</u>)を乗じた金額とを合計したものが利用可能残高から減算されます。